

自賠責共済・自動車損害賠償保障事業にかかる個人データの共同利用について

1. 共同利用の表示

全国共済農業協同組合連合会は、自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」といいます。）に基づく事業の適正な運営に必要となる個人データを損害保険料率算出機構、損害保険会社（外国損害保険会社等を含みます。以下同じ。）および協同組合等との間で共同利用しています。

2. 利用する者の利用目的

全国共済農業協同組合連合会は、次の目的で個人データを共同利用しています。この目的以外の目的のために、個人データを共同利用することはありません。

- ① 自動車損害賠償責任共済および自動車損害賠償責任保険（以下、「自賠責共済(保険)」といいます。）事業についての、自賠法の趣旨に則った被害者救済のための公平・公正な損害額算定業務の適正な実施。また、これらに付随して発生する任意対人賠償責任保険等の自動車保険制度の円滑な運営。
- ② 自動車損害賠償保障事業についての公平・公正な損害額等に関する調査の適正な実施

3. 共同して利用する個人データの項目

全国共済農業協同組合連合会が共同利用する個人データの項目は次のとおりです。

- ① 自賠責共済（保険）事業
 - ・自賠法施行令第3条第1項に掲げる各事業
 - ・自賠法施行令第3条第2項に掲げる各資料に記載される各事項
 - ・自賠法第29条の2第1項に規定する「保険会社及び組合の料率団体に対する報告に関する内閣府令」別紙様式第8号に掲げる各事項
- ② 自動車損害賠償保障事業
 - ・自賠法施行令第22条第1項に基づき委託を受けた業務を遂行する上で必要となる各事項

上記に該当する個人データの例は次のとおりです。

- ・共済契約者、被共済者、被害者、請求者の氏名、住所
- ・共済事故発生場所、日時、原因、事故の形態、被害の状況、態様
- ・被害者の傷病名、治療内容等

4. 共同して利用する者の範囲

上記3. の個人データを全国共済農業協同組合連合会とともに共同して利用する者は、次のとおりです。

① 自賠責共済（保険）事業

損害保険料率算出機構、自賠法第6条に定める共済責任を負う者および保険者とします。

(例)農業協同組合法・消費生活協同組合法・中小企業等協同組合法に基づき自賠責共済の事業を行う者

(例)保険業法に基づき日本で損害保険事業を営む損害保険会社のうち自賠責保険の引受けを行う者

② 自動車損害賠償保障事業

損害保険料率算出機構、自賠法第77条に基づき政府から業務の委託を受けた協同組合および保険会社等

(全国共済農業協同組合連合会から業務の委託を受けた各農業協同組合も共同して利用する者の範囲に含みます。)

5. 管理責任者

① 自賠責共済（保険）事業：全国共済農業協同組合連合会

② 自動車損害賠償保障事業：全国共済農業協同組合連合会

以 上